

# 網走東部国有林の 地域別の森林計画書

(網走東部森林計画区)

計画期間

自	平成23年4月	1日
至	平成33年3月	31日

樹立年月日：平成22年12月27日

北海道森林管理局

# 網走東部森林計画区的位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森林管理署等	

## は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、網走東部森林計画区に係る国有林について、森林の有する機能別の森林の所在及び面積、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

## 目 次

計 画 の 大 綱	
1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ -----	1
(1) 位 置	
(2) 自然的背景	
(3) 社会経済的背景	
(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	2
計 画 事 項	
1 計画の対象とする森林の区域 -----	5
2 森林の整備及び保全に関する事項 -----	5
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項	
(3) その他必要な事項	
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	
(2) 伐採立木材積	
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	
4 造林面積その他造林に関する事項 -----	12
(1) 造林に関する基本的事項	
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	
(3) その他造林に関する必要な事項	
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 -----	14
(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	
(2) 間伐立木材積	
(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 -----	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域	
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	17
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的考え方	
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	

8	森林施業の合理化に関する事項 -----	18
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
	(2) 林業機械の導入の促進	
	(3) 作業路等の整備	
	(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
	(5) その他必要な事項	
9	森林の土地の保全に関する事項 -----	18
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
10	保安施設に関する事項 -----	19
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
	(4) その他必要な事項	
11	その他必要な事項 -----	19
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	(2) 森林の保護及び管理	
	(3) その他必要な事項	
別 表		
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積 -----	27
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	27
別表3	伐採立木材積 -----	28
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	28
別表5	公益的機能別施業森林の区域 -----	28
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 -----	29
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法 -----	36
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 -----	36
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法 -----	37
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	37
	10 - 1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	
	10 - 2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	
	10 - 3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----	37
別表12	治山事業の数量 -----	38
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	39

( 附 ) 参考資料

1	森林計画区の概況	1
(1)	市町村別土地の面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の状況	3
(4)	産業別就労者数	3
2	森林の現況	4
(1)	齢級別森林資源表	4
(2)	制限林普通林別森林資源表	9
(3)	市町村別森林資源表	10
(4)	制限林の種類別面積	13
(5)	樹種別材積表	15
(6)	荒廃地等の面積	15
(7)	森林の被害	15
3	林業の動向	16
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	16
(2)	森林事業者の現況	17
(3)	林業労働力の概況	17
(4)	林業機械化の概況	18
4	前期計画の実行状況	19
(1)	伐採立木材積	19
(2)	人工造林・天然更新別面積	19
(3)	育成複層林施業導入面積	19
(4)	林道の開設又は拡張の数量	19
(5)	保安施設の数量	20
5	林地の異動状況	21
(1)	森林より森林以外への異動	21
(2)	森林以外より森林への異動	21
6	森林資源の推移	22
(1)	分期別伐採立木材積等	22
(2)	分期別期首資源表	23

## 計画の大綱

### 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ

#### (1) 位置

北海道の北東部に位置し、オホーツク総合振興局管内の東部に位置している。西は上川南部森林計画区に、南西は十勝森林計画区に、南は釧路根室森林計画区に、北西は網走西部森林計画区に接しており、北はオホーツク海に面している。

#### (2) 自然的背景

##### ア 地勢

山地は、西端の東大雪山系から東に、北見山地、千島火山脈と続く綾線部からオホーツク海へと緩やかに連なる丘陵地と、これらに挟まれる小盆地からなっている。

河川は、網走川、常呂川、斜里川をはじめとする多数の河川が流れ、丘陵地を下り、農地、都市部を潤しながらオホーツク海に注いでいる。また、海岸部はサロマ湖から知床半島にかけ弓状に海岸線が続き、網走湖、能取湖などの湖沼群が点在している。

##### イ 地質及び土壌

地質は、主要山帯は安山岩、玄武岩類で構成され、堆積岩類は、中古生代の輝緑凝灰岩、粘板岩等が北見、佐呂間地区に、新第三紀の砂岩、頁岩等が留辺蘂、置戸、網走、斜里地区の一部に分布する。摩周、跡佐登、雌阿寒の噴出に伴うものと推定されている第四紀以降の火山放出物が清里、小清水、美幌、網走地区等本計画区の広い範囲を覆っており、緩傾斜地が多い。

土壌は、海岸段丘部に重粘土、平地河川沿いに泥炭土壌、内陸山地では主として褐色森林土壌からなり火山灰を母材とするものが広く分布している。

##### ウ 気候

気候は、海岸部は海洋性気候で比較的温和であるが、時に海霧による冷夏となり、冬季は流氷に覆われる。また、内陸部は、大陸性気候で寒暖の差が著しく、山間部においては冬季の積雪量も多くなっている。

#### (3) 社会経済的背景

##### ア 市町村の構成

2市9町から構成され、国有林は2市8町に所在している。

##### イ 人口

人口は、約249千人（平成17年国勢調査）で、全道の4.4%となっている。

##### ウ 産業

農業は、全道一のたまねぎ生産を初め、麦、てん菜、馬鈴しょなどの畑作と酪農を主体とする生産性の高い農業が展開されている。

漁業は、オホーツク海沿岸を漁場とするホタテ貝桁網業、さけ定置網漁、沖合

い底引き網漁が盛んである。

観光は、知床、阿寒の2つの国立公園、網走国定公園のほか、斜里岳道立自然公園があり、森と湖と海が調和した景観を有する地域で、毎年、多くの観光客が訪れている。また、平成17年7月に登録された知床半島地域の世界自然遺産は、5年を経過し、今後も適正利用が検討される中での活用が期待される。

#### (4) 森林・林業・木材産業の概況

##### ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の約66%の391千haで、全道森林面積の約7%を占めている。このうち、林野庁所管の国有林は、240千haとなっている。

本森林計画区の森林帯は、西側は冷温帯林から亜寒帯林への移行型である汎針広混交林、東側は亜寒帯林と呼ばれている。

垂直分布は、海岸線の広葉樹から始まり、上流になるにしたがい針葉樹の混交が増し、トドマツの優勢な林相からエゾマツの優勢な林相に移行する。さらに上部になるとダケカンバの混交が多くなり、最上部はハイマツ帯となる。知床半島では標高500m付近からハイマツが出現する箇所もあるが、内陸になるにしたがい森林限界が高くなり、通常標高800～1,000mからハイマツ帯となる。

管内のカラマツは、民有林人工林面積の49%を占め、気候風土に適した良好な成長を示し、明日の資源として大きく期待されている。

##### イ 木材産業

平成21年度の製材の原木消費量は、全道の約17%を占める287千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が約98%、広葉樹が約2%となっている。また、製材出荷量は、全道の約17%を占める140千m<sup>3</sup>で、用途別では梱包・仕組板が約55%となっている。

チップの原料消費量は全道の約12%を占める196千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が約75%、広葉樹が約25%を占めている。

##### ウ 林業事業体等の現況

森林組合は、平成20年度末現在で6組合が組織されており、組合員数は5,860人となっている。

#### 2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全とともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割への期待が高まっている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。とりわけ、北海道の総土地面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の



果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応えるために、流域を単位として、民有林と国有林が連携し、地域の特色ある森林づくりを進めていくとともに、森林吸収源対策を推進するため、「京都議定書目標達成計画」及び「美しい森林づくり推進国民運動」等を通じて、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

また、森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育していることから、森林の整備に当たっては、樹種や林齢等の異なる様々なタイプの森林が、分散的に配置されるよう努めるなど、森林の状態や変化に応じ、多種多様な生物相を安定的、長期的に支える視点に配慮し、もって生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に貢献することとする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

本森林計画区の国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業や水産業の振興に資する観点で重要な役割を担っている。特に、ホタテ等沿岸部での栽培漁業が盛んに行われていることから、河川の水質などを巡って森林の保全に対する要望が高まっている。このため、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源かん養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。

森林の生物多様性を保全するに当たっては、森林に対する社会的ニーズや立地条件、森林生態系の生産力や復元力に応じた適切な森林施業を組み合わせることなどにより、全体として森林生態系の種及び遺伝子の保管庫としての機能が最大限に発揮されることに留意しつつ、森林の整備及び保全を推進するとともに、次の事項に留意する。

ア 国の天然記念物に指定されているクマゲラ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ及びその両方に指定されているシマフクロウ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

イ 知床の自然環境を人類共有の資産として、より良い形で後世に引き継いでいくため、遺産地域の陸域の9割以上を占める森林を「知床森林生態系保護地域」に設定し、原生的な森林生態系の適切な保護管理及び保護の必要性の普及啓発を一層推進するほか、知床の原生的な自然の価値を将来にわたって損なうことのないよう関係機関と連携・協力し、管理を推進する。

森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齢級の人工林における間伐並びに増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進する。

本森林計画区は、エゾマツ、トドマツ、カラムツなどの豊富な森林資源を背景として、地域の林業・木材産業が発達している。このため、木材資源の循環利用を図る森林の整備及び保全を推進する。

計画を効率的に実施し、地域の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進す

るため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図るとともに、森林整備協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進する。

計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域  
市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		2 4 0 , 2 7 1 . 1 7	
市 町 別 内 訳	網 走 市	5 , 2 6 1 . 2 4	
	北 見 市	5 9 , 3 0 0 . 5 5	
	大 空 町	3 , 0 7 6 . 0 6	
	美 幌 町	9 , 9 3 2 . 8 8	
	津 別 町	2 7 , 6 3 6 . 4 1	
	斜 里 町	4 9 , 7 9 8 . 3 5	
	清 里 町	2 7 , 4 8 1 . 5 0	
	小清水町	1 1 , 1 4 3 . 7 7	
	訓子府町		
	置 戸 町	3 1 , 5 8 1 . 9 1	
	佐呂間町	1 5 , 0 5 8 . 5 0	

注1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、北海道森林管理局北見事務所、網走中部森林管理署及び網走南部森林管理署に備え置く。

2 森林の整備及び保全に関する事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮する上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、2の(2)の森林の整備及び保全の目標の達成に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な管理・保全等に加え、山地災害等の防止対策や病虫害及び野生鳥獣等による森林被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

また、森林の立木及び下層植生の状況等を全国統一した手法に基づき把握・評価する森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

なお、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安

林制度の適切な運用を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進に当たっては、多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努めるものとする。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

#### (ア) 水土保持林

水土保持林は、災害に強い国土基盤の形成又は良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を促進するため、適切な保育・間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。また、立地条件に応じて、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等が必要な場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することとする。

#### (イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。また、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保

全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する(ア)及び(イ)の区分以外の森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、木材資源の持続的な循環・利用を図るための適切な造林、保育及び間伐を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	2 4 0 , 2 7 1 . 1 7	1 0 0 %
水 土 保 全 林	1 8 1 , 2 2 4 . 2 4	7 5 %
森林と人との共生林	4 9 , 3 9 4 . 0 1	2 1 %
資源の循環利用林	9 , 6 3 2 . 9 2	4 %

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア 水源かん養機能等の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興等に資する観点から、特に水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりでの森林を取り扱うことに留意して、

将来とも育成単層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業

将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業

等を行っていくものとし、流域全体で水源かん養機能及び山地災害防止機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐については、地球温暖化防止にも貢献することから積極的に取り組むこととし、路網を有効に活用した施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・

協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護樹帯を設置する。

## イ クマゲラ、クマタカ・オオタカ及びシマフクロウ等生息森林の取扱い

### (ア) クマゲラ

北海道においては、その全域にわたり天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系の要石の位置にある（キーストーン種）であるとされていることから、営巣木保護区域等を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による。

### (イ) クマタカ・オオタカ

猛禽類の多くは、陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されているが、このうちクマタカは我が国の森林生態系を代表する猛禽類であるが、将来における種の存続が危惧される状況になっていること、また、オオタカは比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、営巣木保護区域を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成19年3月28日付け18北計第147号）による。

### (ウ) シマフクロウ

フクロウ科シマフクロウ属に分類される鳥類で、巨木の樹洞に営巣する。夜、魚やザリガニ、小型の哺乳類などを捕らえる。数が少なくなっているため、保護林を設定して、繁殖活動の保護及び生息に適する森林の保全に努める。

具体的な取扱いは、「シマフクロウ生息地保護林等の森林施業について」（平成18年2月13日付け17北計第106号）による。

### (I) その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省や北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

## ウ 人工林資源の整備と活用

人工林率が高い本森林計画区においては、充実しつつある人工林資源の有効活用を促進し、地球環境への配慮と持続可能な資源の利用を図るため、間伐等森林整備の着実な実施や公共土木工事等における木材利用の積極的な推進を図るとともに、木材の安定的な供給を通じて地域の林業・木材産業の発展に資するものと

する。また、民有林及び関係機関等と連携を図り、カラマツ材等の住宅分野や農業施設分野等での新たな利用拡大に向けた取り組みを推進することとする。

#### エ 遺産地域の保全管理

世界遺産地域の陸域の9割以上を占めている国有林においては、国有林独自の保護制度である森林生態系保護地域の設定や森林法による保安林に指定しており、これらの制度に基づいた適切な保護管理を引き続き行っていくこととする。

### 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

#### (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

##### ア 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹 種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む) その他広葉樹	30 40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主として萌芽によって成立する広葉樹	25

##### イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

##### (ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。



- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化等を図ることとし、生産目標とする径級に達した林齢以上で伐採することとする。

なお、人工林の主要な樹種の主伐時期は、次のとおりとする。

樹種	生産目標	目標径級 (cm)	主伐時期 (伐期齢・年)
トドマツ	一般材	22～38	65
アカエゾマツ、エゾマツ	〃	22～38	80
カラマツ、グイマツ	〃	22～38	50
その他針葉樹	〃	22～38	60

#### (イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。
- (c) 林地の保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、生態系の維持及び野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。
- (d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

#### (ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、育成複層林施業に準じることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

#### (I) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令

第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 伐採、搬出、素材の集積等に当たっては、土砂の流出が生じないよう十分配慮するとともに、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう木材の流出防止等に必要な措置を講ずる。

イ 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林施業を積極的に推進することとし、人工林において針広混交林等に誘導するために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐り等を実施する。

ウ 伐採に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業については、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹 種	基準本数(本 / ha)
トドマツ	3 , 0 0 0
アカエゾマツ、エゾマツ	3 , 0 0 0
カラマツ、グイマツ	2 , 5 0 0
広葉樹	4 , 0 0 0
クロマツ(海岸林)	1 0 , 0 0 0
その他針葉樹	3 , 0 0 0

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500~2,000本 / haを目安とする。

#### (イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

#### (ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

##### a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

##### b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行う等により確実に更新を図る。

##### c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全性の維持と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用するなど効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	11 齢級 (51～55年)	列状、定性、定量、上層間伐のうちから最も適した方法を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	11 齢級 (51～55年)	14 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	10 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	-		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ																	
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ																	
	カラマツ						←											
つる切・除伐	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ								←									
	カラマツ																	

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の は1回刈、 は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所適用する。

3) つる切、除伐の - は標準年次と範囲を示している。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全等公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点か

ら、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい作業路による路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

## 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域

#### ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

#### イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域該当林分なし。

### (2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

#### ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、複層状態等の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した造林、保育、間伐や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の活用による針広混交林化を推進することとする。

#### イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づ

くりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた自然景観を保全し、又は創出するため、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業等の推進に努める。

なお、森林レクリエーション施設周辺の森林については、快適な森林環境の維持等を図るため、保育、間伐等を適切に行うものとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

該当林分なし。

## 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道の開設及び改良に関する基本的考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

### (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

### (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法については、別表7のとおり定める。

### (4) その他必要な事項

ア 針広混交林等多様な森林の整備を効率的に行うため、計画的な林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に、育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道の開設に当たっては、林道規程に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

ウ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

エ 林道工事の実施に当たっては、2の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

## 8 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。  
これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

### (2) 林業機械の導入の促進

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

### (3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路等の計画的整備に努めるものとする。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

### (5) その他必要な事項

流域管理システムの下で、流域の適切な森林整備、計画的・安定的な木材供給等を推進するに当たっては、森林整備、木材生産、加工・流通等各段階における民有林と国有林の連携による取組が重要である。このため、民有林と協調しつつ、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進することなどにより、流域の森林・林業の活性化に資することとする。

## 9 森林の土地の保全に関する事項

### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。

### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法については、別表9のとおり定める。

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、



実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。

特に、作業路等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの作業路等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないように法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

#### (4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林施業等を推進することとする。

### 10 保安施設に関する事項

#### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表10のとおり定める。

#### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表11のとおり定める。

#### (3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表12のとおり定める。

#### (4) その他必要な事項

ア 治山工事の実施に当たっては、2の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

イ 遺産地域の河川工作物のうち、改良された治山ダムについては、「河川工作物アドバイザー会議」での助言を得つつ、モニタリング等を実施し、適切な管理に努めていくこととしている。

### 11 その他必要な事項

#### (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表13のとおり定める。

## イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

### (ア) 主伐の方法

- a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。
- b 伐採方法は、以下の3区分とする。
  - (a) 伐採種を定めない(皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの)
  - (b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で、単木の又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの)
  - (c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

### (イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

### (ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

### (I) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資す

ることができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	<p>(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。</p> <p>(5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>(6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>(7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

## エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

## オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥獣保護区特別保護地区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

## カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

## キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

## (2) 森林の保護及び管理

### ア 森林の保護及び管理の方針

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、この期待に応えるためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫害害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

また、森林病虫害及び野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適

正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画制度」を受けて北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。さらに知床国立公園においては、平成22年10月に農林水産省及び環境省が策定した「知床生態系維持回復事業計画」に基づいた取組を推進する。

なお、森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。

#### イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。

#### ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

### (3) その他必要な事項

#### ア 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林の整備・保全の推進、緑環境の整備による雇用対策、道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

#### イ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

#### ウ 森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指す。

#### エ 遺産地域の貴重な森林生態系や、その保護の必要性について、積極的な普及啓発を行う。また、自然観察教育林の巡視、施設、標識類の管理・整備、森林や動植物に関する調査などにより、森林の有する多面的機能の普及啓発を行う。

オ 水生生物の生息・生育環境の保全のために、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮する。

# 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分		水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産
総 数		157,659.73	12,458.15	3,460.67	39,225.63	88,315.35
市町村別内訳	北見市	33,797.55	1,118.84	429.17	1,828.26	23,006.36
	網走市	1,363.72	937.37	125.82	3,161.87	2,381.73
	美幌町	9,265.55	0.03	-	1,363.45	4,891.38
	津別町	23,565.02	-	-	3,181.19	12,577.93
	斜里町	29,203.16	4,657.75	1,697.86	23,383.55	9,661.68
	清里町	17,564.65	5,312.85	248.43	2,149.52	8,496.67
	小清水町	10,047.08	-	747.14	1,415.99	6,632.69
	置戸町	27,923.35	77.25	-	1,397.15	11,943.13
	佐呂間町	2,151.46	354.06	212.25	652.14	7,136.82
大空町	2,778.19	-	-	692.51	1,586.96	

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分	現 況	計画期末	参 考 ( 現 況 )			
			水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	72,207	70,161	64,943	1,723	5,541
	育成複層林	28,526	34,259	26,052	1,129	1,344
	天然生林	118,834	117,146	86,139	30,344	2,351
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		193	205			
林道整備率 (%)		52	52			

注1) 育成単層林とは、森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、そのあとに一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成されている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成されている森林。



- 3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立した森林。
- 4) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。
- 5) 参考(現況)の合計は四捨五入のため必ずしも現況に一致しない。
- 6) 現況及び計画期末の数値については、無立木地は含まれていない。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,314	1,920	394	664	476	188	1,649	1,444	205

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	832	6,933

別表5 公益的機能別施業森林の区域

- (1) 水土保持林、森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区 分		水土保持林	森林と人との共生林
総 数		181,244.24	49,394.01
市 町 村 別 内 訳	北見市	54,421.23	2,230.15
	網走市	3,655.25	1,541.00
	美幌町	8,545.32	1,368.05
	津別町	23,102.53	2,158.82
	斜里町	15,123.26	34,474.34
	清里町	22,149.84	3,091.90
	小清水町	9,657.34	1,450.96
	置戸町	29,992.42	1,510.36
	佐呂間町	12,163.76	940.77
	大空町	2,433.29	627.66

注) 森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

- (2) 伐採方法その他の施業を特定する必要がある森林の区域

該当無し

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m<sup>3</sup>

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	北見市	大金穂	1.0	395	26,027	42,036	
		日吉	0.5	235	14,564	26,154	
		大和	1.0	235	37,745	8,351	
		厚和	1.0	658	116,280	22,682	
	小計	4路線	3.5	1,524	194,616	99,223	
	美幌町	シービホ口	2.0	301	48,228	21,504	
	小計	1路線	2.0	301	48,228	21,504	
	斜里町	真鯉	2.0	595	59,987	58,968	
	小計	1路線	2.0	595	59,987	58,968	
	清里町	オニセツブ	3.0	393	47,929	24,274	
小計	1路線	3.0	393	47,929	24,274		
基幹計		7路線	10.5	2,812	350,760	203,969	
自動車道 (管理)	北見市	金山1の沢	1.0	313	52,763	18,297	
		ワツウンベケレ	1.0	373	47,711	33,203	
		第2松木の沢	1.0	272	54,748	14,576	
		277林班	4.0	392	34,892	33,662	
		栃王	1.0	372	56,116	18,240	
		奥仁頃	1.5	216	25,396	6,637	
		毛主山	1.5	443	49,600	34,394	
		向陽支線	2.5	283	18,894	26,081	
		千田の沢	1.0	249	36,471	4,077	
		上金	1.0	257	27,934	14,234	
		湯煙	1.0	168	22,230	11,081	
		池田下の沢	1.0	266	18,799	15,906	
		カクレ沢	1.0	274	49,282	13,464	
		忠福林道峠線	1.0	366	43,854	16,563	
		松山左	2.0	75	10,616	1,649	
		訓子府川	5.0	235	41,441	13,684	
		1109林班	1.5	132	19,671	6,997	
		1112林班	4.5	427	106,150	19,613	
		1007林班1号	0.3	13	1,628	239	
		1007林班2号	0.3	10	1,272	427	
		1007林班3号	0.3	7	381	626	
		1095林班	0.4	84	14,844	6,186	
		1044林班	0.7	19	2,773	500	
		1045林班	0.5	158	21,067	5,169	
1060林班	2.3	384	67,654	19,923			
1104林班	0.4	33	5,637	171			
1108林班1号	0.2	186	23,228	2,378			
1108林班2号	0.9	233	29,490	4,146			

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考	
				面積	材積			
					針葉樹	広葉樹		
自動車道 (管理)	北見市	1 1 0 8 林班 3号	0.2	169	21,509	2,387		
		1 1 1 4 林班	0.3	219	53,087	9,368		
		2 2 7 0 林班	0.2	24	1,316	4,029		
		1 0 0 1 林班	0.3	81	6,705	12,409		
		1 0 0 5 林班 1号	0.3	44	6,151	3,807		
		1 0 0 5 林班 2号	0.2	73	2,462	8,708		
		1 0 0 5 林班 3号	1.3	105	3,607	8,708		
		1 0 0 5 林班 4号	0.2	44	6,177	3,805		
		1 0 2 0 林班	0.5	27	5,289	1,213		
		1 0 3 1 林班	0.3	22	2,962	315		
		1 0 3 2 林班	0.6	124	17,795	5,882		
		1 0 3 5 林班	2.0	175	23,990	4,569		
		1 1 0 0 林班 1号	0.3	55	14,519	1,969		
		1 1 0 0 林班 2号	1.1	25	4,134	674		
		1 1 0 1 林班	0.8	55	12,480	2,738		
		2 2 1 3 林班	1.0	44	4,054	2,973		
		1 0 2 3 林班	2.0	103	13,673	4,333		
		1 0 2 7 林班	0.2	57	6,230	5,942		
		1 0 0 2 林班	1.0	63	7,604	1,405		
		1 0 0 4 林班	0.8	46	9,218	4,320		
		2 0 3 8 林班	0.2	42	2,405	4,562		
		2 0 4 1 林班	0.4	42	11,293	567		
		2 0 7 0 林班	0.4	74	12,276	10,102		
		2 0 7 1 林班	1.3	115	15,619	16,166		
	2 2 2 9 林班	0.6	45	4,338	896			
	2 2 3 1 林班	0.4	24	1,173	1,153			
	2 2 3 2 林班	0.9	48	6,707	3,173			
	小計	5 5 路線	56.6	8,187	1,161,315	468,296		
		網走市	1 1 0 林班	1.5	499	87,667	27,500	
			卯原内ダム	0.5	166	33,042	6,164	
			1 1 9 林班	1.5	158	4,642	14,951	
			1 0 6 林班	2.0	199	25,703	15,273	
			1 0 9 林班 1号	0.8	242	55,642	24,281	
			1 0 9 林班 2号	0.7	242	55,642	24,281	
		1 0 9 林班 3号	1.3	242	55,642	24,281		
	小計	7 路線	8.3	1,748	317,980	136,731		
	美幌町	ワタロンベ	1.0	135	19,058	12,429		
		翠明支線	1.5	716	118,632	59,480		
		新宮 3号	1.0	249	40,217	15,739		
		3 4 林班	3.2	156	12,212	16,078		
		3 7 林班	0.6	457	60,440	37,582		
		4 3 林班 1号	1.2	345	48,591	28,991		
	4 3 林班 2号	0.3	345	48,591	28,991			

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (管理)	美幌町	4 3 林班 3 号	0.3	345	48,591	28,991	
		4 3 林班 4 号	0.5	345	48,591	28,991	
		4 3 林班 5 号	0.5	345	48,591	28,991	
		1 3 林班	2.5	291	42,335	17,538	
		檜林	0.3	273	43,496	9,597	
		福住第 2	1.0	204	42,249	10,064	
		トクシュオンベ支流	2.0	196	30,417	10,939	
		トクショッベ支線	2.2	402	65,285	8,593	
		1 1 林班	3.3	175	31,163	3,763	
		1 4 林班 1 号	1.1	347	61,832	13,012	
		1 4 林班 2 号	4.2	347	61,832	13,012	
		1 4 林班 3 号	1.8	347	61,832	13,012	
		1 4 林班 4 号	1.5	131	17,694	9,321	
		小計	2 0 路線	30.0	6,151	951,649	395,114
	津別町	上里 2 4 号	3.0	399	38,694	31,155	
		美特	3.0	301	37,145	11,001	
		上里 2 9 号沢	1.0	171	32,218	5,057	
		秋田沢	1.0	201	27,135	22,324	
		里美 3 の沢	1.3	114	11,911	7,771	
		里美越支線	2.8	270	28,053	16,076	
		栄右の沢	1.2	327	51,172	17,765	
		キキン 1 の沢	0.9	111	9,454	4,913	
		東 3 号沢	0.7	74	8,968	2,623	
		相生 1 の沢	3.0	460	55,098	18,556	
		2 0 0 2 林班	2.4	279	37,156	10,569	
		2 0 0 9 林班	1.8	62	3,458	6,506	
		2 0 2 6 林班	2.0	184	26,071	12,386	
		2 0 4 0 林班	0.9	92	13,313	4,815	
		2 0 9 4 林班	2.5	170	18,952	8,152	
		2 0 9 5 林班	1.5	156	20,693	10,417	
		2 1 4 1 林班	0.3	97	14,115	4,681	
		2 1 4 2 林班 1 号	1.0	75	12,062	3,700	
		2 1 4 2 林班 2 号	0.6	74	12,062	3,700	
2 1 4 2 林班 3 号		0.1	74	12,062	3,700		
2 1 5 3 林班 1 号	1.1	60	9,343	2,728			
2 1 5 3 林班 2 号	0.3	60	9,343	2,728			
2 2 0 9 林班	0.8	214	35,621	1,955			
2 2 3 9 林班 1 号	1.0	179	19,890	9,653			
2 2 3 9 林班 2 号	1.9	179	19,890	9,653			
2 2 3 9 林班 3 号	0.6	179	19,890	9,653			
2 2 3 9 林班 4 号	0.5	179	19,890	9,653			
2 2 3 9 林班 5 号	0.4	179	19,890	9,653			
2 0 0 1 林班	0.7	115	19,389	5,510			
小計	2 9 路線	38.3	5,037	642,938	267,053		

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (管理)	斜里町	1 4 1 6 林班 1 号	1.2	543	56,511	58,626	
		1 4 1 6 林班 2 号	0.5	690	78,493	80,648	
		1 4 1 6 林班 3 号	0.1	296	31,936	33,523	
	小計	3 路線	1.8	1,529	166,940	172,797	
	清里町	カラ沢	1.0	171	27,318	8,997	
		第 1 沙輪	1.0	168	12,467	8,066	
		奥二股	1.5	289	33,006	11,157	
		1 0 1 5 林班	1.0	149	20,498	10,855	
		1 0 0 9 林班 1 号	3.5	187	21,411	5,973	
		1 0 0 9 林班 2 号	0.9	187	21,411	5,973	
		1 0 1 1 林班	2.5	153	31,780	4,161	
		1 0 6 5 林班 1 号	1.2	246	43,851	20,668	
	1 0 6 5 林班 2 号	2.0	246	43,851	20,668		
	小計	9 路線	14.6	1,797	255,593	96,518	
	小清水町	3 4 7 林班	1.4	218	46,936	11,101	
	小計	1 路線	1.4	218	46,936	11,101	
	置戸町	奥の沢	1.0	554	86,130	8,732	
		9 2 林班	0.6	133	17,541	5,852	
		9 4 林班 1 号	0.5	37	4,129	674	
		5 林班	0.4	24	3,158	1,067	
		9 林班	0.3	13	1,946	634	
		1 0 林班 1 号	0.7	42	8,376	1,640	
		1 0 林班 2 号	0.3	34	5,748	1,841	
		1 2 林班	0.9	104	20,570	3,327	
		1 4 林班	0.6	46	3,524	589	
		1 5 林班	0.6	44	3,216	357	
		2 6 林班	1.4	66	8,528	4,396	
		2 7 林班	0.8	61	11,252	1,754	
		2 8 林班	0.5	48	3,032	3,271	
		9 4 林班 2 号	0.3	19	2,717	227	
		9 7 林班	0.3	16	4,254	293	
		9 8 林班 1 号	0.3	7	415	86	
		9 8 林班 2 号	0.3	18	1,034	374	
1 0 0 林班 1 号		1.0	112	15,720	1,568		
1 0 0 林班 2 号		0.3	30	4,300	631		
1 0 2 林班		0.8	76	11,214	4,206		
1 0 3 林班 1 号	0.7	43	3,677	4,410			
1 0 3 林班 2 号	0.5	47	6,677	1,913			
1 0 3 林班 3 号	0.8	87	12,914	3,125			
1 0 3 林班 4 号	0.3	37	2,695	2,857			
1 0 3 林班 5 号	1.8	87	11,656	2,902			
1 0 4 林班 1 号	0.3	25	2,241	1,880			

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (管理)	置戸町	1 0 4 林班 2号	0.7	119	18,324	5,112	
		1 0 6 林班 1号	1.2	95	13,346	4,755	
		1 0 6 林班 2号	1.2	85	7,695	5,519	
		1 0 6 林班 3号	0.6	59	8,220	2,012	
		1 0 7 林班	1.3	154	32,120	3,320	
		1 0 9 林班	0.9	222	35,321	6,308	
		1 1 8 林班	1.8	162	15,565	12,394	
		4 7 林班	0.3	15	124	729	
		4 8 林班	0.3	51	7,213	2,380	
		1 1 7 林班	0.8	45	3,789	856	
	小計	3 6 路線	25.4	2,817	398,381	101,991	
	佐呂間町	2 0 7 9 林班 1号	0.7	20	4,518	662	
		2 0 7 9 林班 2号	1.1	31	5,298	3,526	
	小計	2 路線	1.8	51	9,816	4,188	
	大空町	2 6 5 林班	1.0	342	59,254	17,125	
	小計	1 路線	1.0	342	59,254	17,125	
	管理計	1 6 3 路線	179.2	27,877	4,010,802	1,670,914	
	合計	1 7 0 路線	189.7	30,690	4,361,562	1,874,883	

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	北見市	無加川	100	1	土留工
		厚和	100	1	溝渠工
		丸山	75	1	溝渠工
		南富士	100	2	土留工
		相内	50	1	溝渠工
		北陽	100	1	土留工
		忠福	100	2	土留工
		幌内	100	1	土留工
		富倉	100	2	土留工
		小松沢	100	2	溝渠工
	大金穂	50	1	土留工	
	小計	1 1 路線	975	15	
	網走市	パイラギ	1,000	1	路体強化
	小計	1 路線	1,000	1	
	美幌町	日並	1,000	1	路体強化
シービホ口		1,000	1	路体強化	
新宮		400	1	路体強化	
小計	3 路線	2,400	3		

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	津別町	オンネナイ	800	1	路体強化
		相生支流	50	1	溝渠工
		相生本流	700	1	路体強化
		キキン岳	500	1	路体強化
	小計	4 路線	2,050	4	
	斜里町	オクシベ	500	1	路体強化
		斜里岳	1,000	1	路体強化
	小計	2 路線	1,500	2	
	清里町	札鶴川	200	1	路体強化
		斜里川	1,000	1	路体強化
		ペーメン	1,000	1	路体強化
	小計	3 路線	2,200	3	
	小清水町	水上	1,000	1	路体強化
		3 0 6 林班	200	1	路体強化
	小計	2 路線	1,200	2	
	置戸町	小屋の沢	50	1	溝渠工
		安住	150	3	溝渠工
		枇杷牛	100	2	溝渠工
		旭	100	1	土留工
上幌加		100	2	溝渠工	
岩松		100	1	土留工	
勝山		150	3	溝渠工	
小計	7 路線	750	13		
佐呂間町	仁倉	100	2	溝渠工	
小計	1 路線	100	2		
基幹 計		3 4 路線	12,175	45	
自動車道 (管理)	北見市	1 2 1 林班	50	1	溝渠工
		平安	50	1	溝渠工
		浜影	50	1	土留工
		福山	50	1	溝渠工
		イトムカ	100	1	土留工
		中高山	50	1	溝渠工
		向陽	50	1	擁壁工
		やちぶきの沢	100	1	土留工
		美里	50	1	溝渠工
		千田の沢	50	1	土留工
	小計	1 0 路線	600	10	
	網走市	1 1 9 林班	200	1	路体強化
		越歳	1,000	1	路体強化
	小計	2 路線	1,200	2	
	美幌町	古梅支線	100	1	路体強化
		昌運	400	1	路体強化
		美幌峠	100	1	溝渠工
1 3 林班		100	1	路体強化	

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (管理)	美幌町	トクショッペ左の沢	500	1	路体強化
		トクショッペ支線	300	1	路体強化
	小計	6 路線	1,500	6	
	津別町	美特	200	1	路体強化
		津別左の沢	200	1	路体強化
		上里29号沢	400	1	路体強化
		上里層雲線	200	1	路体強化
		恩根上里	100	1	路体強化
		栄右の沢	300	1	路体強化
		シムプシ	100	1	路体強化
		相生砕石沢	300	1	路体強化
		相生本流4の沢	300	1	路体強化
		相生本流2の沢	500	1	路体強化
		里美越	100	1	溝渠工
		迷路の沢	300	1	路体強化
	小計	12 路線	3,000	12	
	斜里町	峰浜ヌカマップ線	100	1	路体強化
		雪の沢	100	1	溝渠工
		真鯉二股	400	1	溝渠工
		富士の沢	100	1	路体強化
		川里	100	1	路体強化
		日の出	1,000	1	路体強化
		オクシベ林道熊追沢線	100	1	溝渠工
		幾科	100	2	溝渠工
	小計	8 路線	2,000	9	
	清里町	二の沢	100	1	溝渠工
		中の沢	300	1	路体強化
		オニセツブ	1,000	1	路体強化
		ハトイ札弦川	200	1	路体強化
		ハトイ札弦川支線	200	1	路体強化
		ユクリイオロマナイ	100	1	路体強化
		トロ沢	300	1	路体強化
	小計	7 路線	2,200	7	
	小清水町	鹿の沢1号	100	1	路体強化
		鹿の沢2号	300	1	路体強化
		坂砥	1,000	1	路体強化
		神浦の沢	600	1	路体強化
	小計	4 路線	2,000	4	
	置戸町	旭林道曲沢	50	1	溝渠工
		訓子府川上秋田	100	1	土留工
		上春日	100	1	土留工
		平の沢	100	1	土留工
		釧北	100	2	溝渠工



種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (管理)	置戸町	奥安住	100	2	溝渠工
	小計	6路線	550	8	
	佐呂間町	加藤の沢	70	1	溝渠工
	小計	1路線	70	1	
管理計		5 6路線	13,120	59	
合計		9 0路線	25,295	104	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当無し

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林の種類)
市町村	地区			
総数		197,941.17		
北見市	市町村別の地区(林班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	58,252.76	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	水かん、土流、土崩、飛砂、防風、干害、魚つき、保健、その他
網走市		4,525.34		水かん、土流、土崩、干害、保健
美幌町		7,295.45		水かん、土流、保健
津別町		17,569.87		水かん、土流、干害、保健
斜里町		26,773.91		水かん、土流、土崩、干害、保健
清里町		24,524.08		水かん、土流、土崩、保健
小清水町		10,134.69		水かん、飛砂、保健
置戸町		31,201.12		水かん、土流、土崩、干害、落石、保健
佐呂間町		14,692.81		水かん、土流、防風、干害、魚つき、保健、風致
大空町		2,971.14		水かん、土流、保健

注) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「落石」は落石防止保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「防風」は防風保安林、「飛砂」は飛砂防備保安林、「風致」は風致保安林、「保健」は保健保安林、「その他」は砂防指定地である。

別表 9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当無し

別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10 - 1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	207,099	
水源かん養のための保安林	163,795	
災害防備のための保安林	37,021	
保健、風致の保存等のための保安林	15,705	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しないことがある。

10 - 2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当無し

10 - 3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当無し

別表 11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業 施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域(林班)			
北見市	1010～1012・1014～1018・ 1035～1041・1049・1052～1055・ 1079・1093・1103・1112・1118・ 1128～1131・2201～2203・ 2224～2228・2238・2265・2266・ 2271・2273・2278～2283・2288・ 2289・2295～2300	56	溪間工、山腹工、 植栽工、本数調整伐	
網走市	108・111・112・113・117	5	山腹工、本数調整伐	
美幌町	6・10・18・22・24・25・44・50・51・52	10	植栽工、本数調整伐	
津別町	2012・2014・2015・2168・ 2155～2158・2197・2203・2227	11	植栽工、溪間工、 山腹工	
斜里町	1119・1121・1141・1212・1213・ 1226・1229～1235・1315・1326・ 1344・1376・1377・1380・1411	20	溪間工、山腹工、 植栽工、本数調整伐、 橋梁工	
清里町	1007・1008・1010～1012・1026・ 1044～1053・1082・1103	18	植栽工、本数調整伐、 溪間工	
小清水町	325・346・355～360	8	植栽工、本数調整伐	
置戸町	9・14・17・18・38・54・55・65・79・ 97～99	12	溪間工、植栽工、 本数調整伐	
佐呂間町	2009～2013・2026・2033・ 2089～2094	13	溪間工、本数調整伐	
大空町	2・3・6・256・262	5	植栽工、本数調整伐	
合計		158		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他		
保安林	水源 かん養	北見市	森林の区域 (林班)は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりであ る。				
		網走市					
		大空町					
		美幌町					
		津別町					
		斜里町					
		清里町					
		小清水町					
		置戸町					
		佐呂間町					
	小計		163,745.73				
	土砂流出 防備	北見市		14,227.74			保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
		網走市		2,165.47			
		大空町		0.65			
		美幌町		3.59			
		津別町		1,157.42			
		斜里町		4,181.73			
		清里町		5,251.57			
		置戸町		84.25			
	佐呂間町		1,201.01				
	小計		28,273.43				
	土砂崩壊 防備	北見市		22.43			
		網走市		382.05			
		斜里町		469.25			
		清里町		48.34			
		置戸町		6.25			
	小計		928.32				
	飛砂防備	北見市		142.27			
		小清水町		65.79			
小計		208.06					
防風	北見市		286.90				
	網走市		125.57				
	斜里町		342.07				
	清里町		247.71				
	小清水町		476.16				
	佐呂間町		206.82				
小計		1,685.23					
潮害防備	斜里町		1,355.14				
	小清水町		177.24				
小計		1,532.38					

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他		
保安林	干害防備	北見市		1,643.02			
		網走市		86.91			
		津別町		318.34			
		斜里町		98.10			
		置戸町		257.39			
		佐呂間町		1,657.20			
	小計			4,060.96			
	落石防止	置戸町		58.94			
	小計			58.94			
	魚つき	北見市		(206.56)			
				310.76			
		佐呂間町		(206.82)			
	小計			86.06			
	小計			(413.38)			
	小計			396.82			
	保健	森林の区域 (林班)は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりである。	北見市		(1,076.77)		保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
			網走市		(1,061.12)		
			大空町		452.78		
			美幌町		(519.12)		
			津別町		78.42		
			斜里町		(799.99)		
			清里町		0.04		
			小清水町		(1,357.86)		
			置戸町		493.05		
			佐呂間町		(807.84)		
			小計			4,029.76	
	小計			(717.91)			
小計			172.00				
小計			(1,002.45)				
小計			167.29				
小計			(1,050.36)				
小計			288.44				
小計			(291.62)				
小計			223.23				
小計			(8,685.04)				
小計			5,905.01				
風致	網走市		(128.42)				
			0.56				
		大空町		(78.42)			
小計			(58.98)				
小計			(265.82)				
小計			0.56				
計			(9,364.24)				
計			206,795.44				

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考			
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他				
砂防指定地	北見市	森林の区域 (林班)は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりであ る。	(15.22)	択伐、禁伐					
	網走市		6.49						
	斜里町		2.43						
	佐呂間町		2.59						
計			1.15			(15.22)			
						12.66			
国立公園	特別保護 地区		斜里町			(2,662.84)	11(1)ウの表に よる	知床国立公園・阿寒国立公園	
	小計		10,982.91						
						(2,662.84)			
						10,982.91			
	第一種 特別地域	大空町	(49.84)						
		美幌町	(1,253.64)						
		斜里町	5.07						
		斜里町	(2,132.68)						
	小計		2.99	(434.55)					
				18.02					
				(3,870.71)					
				26.08					
	第二種 特別地域	大空町	(481.67)						
		美幌町	5.40						
		津別町	(9.90)						
		斜里町	(1,280.80)						
		斜里町	56.12						
斜里町		(1,257.01)							
小計		9.33	(455.41)						
			4.91						
			(410.67)						
			17.45						
小計		(3,895.46)	93.21						
第三種 特別地域	斜里町	(1,661.68)							
小計		1,769.24	(1,661.68)						
			1,769.24						
計		(12,090.69)	12,871.44						

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国定公園	特別保護 地区	斜里町	(8.76) 0.87	11(1)ウの表に よる		網走国定公園
		小清水町	(32.23) 6.75			
	小計		(40.99) 7.62			
	第一種特 別地域	北見市	(339.03) 13.65			
		網走市	(128.42) 0.96			
		大空町	(78.42) 5.99			
	小計		(545.87) 20.60			
	第二種 特別地域	北見市	(140.79) 2.28			
		網走市	(212.36) 7.47			
		斜里町	(291.06) 28.18			
		小清水町	(206.21) 78.74			
		佐呂間町	(281.30) 4.67			
	小計		(1,131.72) 121.34			
	第三種 特別地域	網走市	(2,747.15) 66.48			
		佐呂間町	(231.36) 5.15			
	小計		(2,978.51) 71.63			
	計		(4,697.09) 221.19			

種 類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
道立自然公園	第一種 特別地域	斜里町	(644.66)	11(1)ウの表に よる		斜里岳道立自然公園
		清里町	(893.63)			
	小計		(1,538.29)			
	第二種 特別地域	清里町	(17.44)			
		小計				
	第三種 特別地域	斜里町	1.24			
		清里町	(270.14)			
	小計		(335.55)			
	計		(605.69)			
	計		(2,161.42)			
原生自然環境保全地域	斜里町	1,045.27	11(1)カによる			
計		1,045.27				
都道府県自然環境 保全地域特別地区	斜里町	(55.53)	11(1)カによる			
計		0.08				
計		(55.53)				
鳥獣保護区 特別保護地区	北見市	(380.70)	11(1)オの表に よる			
	大空町	(84.41)				
	斜里町	(11,178.14)				
	置戸町	(54.36)				
計		0.08				
計		(11,697.61)				
史跡名勝 天然記念物	北見市	(73.41)	11(1)エの表に よる			
	大空町	(38.22)				
	斜里町	(29.64)				
	小清水町	6.82				
計		(40.47)				
計		(181.74)				
計		6.82				

注 ) ( ) 書の数値は重複制限林で外数である。



## (附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha

区 分	区域面積 (A)	森 林 面 積			森林比率 B/A	
		総数(B)	国有林	民有林		
総 数	594,734	390,526	240,983	149,544	66%	
市 町 村 内 訳	北 見 市	142,756	94,536	58,864	35,672	66%
	網 走 市	47,100	16,383	6,117	10,267	35%
	美 幌 町	43,836	27,196	9,988	17,208	62%
	津 別 町	71,660	61,408	27,615	33,794	86%
	斜 里 町	73,701	57,255	49,794	7,461	78%
	清 里 町	40,273	28,743	27,446	1,296	71%
	小 清 水 町	28,704	14,148	11,199	2,949	49%
	訓 子 府 町	19,089	9,372	27	9,345	49%
	置 戸 町	52,754	44,844	31,549	13,295	85%
	佐 呂 間 町	40,499	22,596	14,814	7,782	56%
大 空 町	34,362	14,045	3,570	10,475	41%	

注1) 区域面積は「平成22年北海道統計書」、森林面積は「平成21年度北海道林業統計」による。  
 なお、森林面積(国有林)は、森林管理局所管国有林及びその他国有林である。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温( )			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	風速(m/s)		風向	備考
	最高	最低	平均			最大	平均		
常 呂	35.3	-22.9	7.0	696.5		18.7	3.6	北	アメダス
網 走	35.5	-16.8	7.7	837.0	59	18.2	3.2	北	気象台・測候所
宇登路	34.1	-16.5	7.3	1,369.0	97	16.3	1.8	南東	アメダス
佐呂間	35.6	-26.6	6.5	765.5	82	16.1	2.5	南西	アメダス
生田原	35.9	-29.2	6.0	790.5		15.5	1.8	西南西	アメダス
仁頃山				897.5					アメダス
斜 里	35.3	-26.6	6.9	816.0	48	18.2	2.8	南東	アメダス
小清水	36.1	-22.9	7.2	782.0		20.0	3.6	南南東	アメダス
東藻琴				741.5					アメダス
北 見	37.1	-23.3	7.6	737.0	55	15.5	2.2	西南西	アメダス
美 幌	36.2	-27.4	6.7	797.0		13.1	2.5	南南西	アメダス
留辺蘂	36.0	-23.1	5.7	801.0	106	16.4	2.3	西	アメダス
境 野	36.5	-24.0	6.3	821.5					アメダス
津 別	35.6	-24.9	6.9	834.5	69	12.3	2.3	南南西	アメダス

注1) 気象庁HP「気象統計情報(<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)」検索結果による。

2) 気象データは2010年のデータである。

イ 地 勢

(ア) 主な山岳

山名	標高(m)	所在等
知床岳	1,254	知床・阿寒
硫黄山	1,562	知床・阿寒
知円別岳	1,544	知床・阿寒
サシルイ岳	1,564	知床・阿寒
羅臼岳	1,660	知床・阿寒
遠音別岳	1,330	知床・阿寒
海別岳	1,419	知床・阿寒
斜里岳	1,547	知床・阿寒
標津岳	1,061	知床・阿寒
藻琴山	1,000	知床・阿寒
仁頃山	829	北見山地
北見富士	1,291	石狩山地

注) 国土地理院HP「日本の主な山岳標高(<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MOUNTAIN/mountain.html>)」による。

(イ) 主な河川等

河川名	主たる経過地	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	備考
常呂川	置戸町・北見市	120	1,930	一級河川
網走川	津別町・美幌町・網走市	115	1,380	一級河川
佐呂間別川	北見市・佐呂間町	91	871	二級河川
斜里川	清里町・斜里町	55	566	二級河川

注) 北海道統計書(平成22年)による。

湖沼名	所在地	面積 (km <sup>2</sup> )	備考
サロマ湖	佐呂間町・北見市・湧別町	151.82	
能取湖	網走市	58.41	
網走湖	網走市・大空町	32.33	
濤沸湖	網走市・小清水町	8.25	
チミケップ湖	津別町	1.04	

注) 北海道統計書(平成22年)による。

## (3) 土地利用の状況

単位 面積:ha

区分	総数	森林	農地				その他	
			計	うち田	うち畑	うち牧場		
総数	594,734	390,526	126,509	5,091	112,619	8,799	77,699	
市町村内訳	北見市	142,756	94,536	25,662	2,816	21,500	1,346	22,558
	網走市	47,100	16,383	14,466	10	13,422	1,034	16,251
	美幌町	43,836	27,196	11,678	181	10,759	738	4,962
	津別町	71,660	61,408	6,569	77	5,971	521	3,683
	斜里町	73,701	57,255	11,880		11,480	400	4,566
	清里町	40,273	28,743	9,048		8,793	255	2,482
	小清水町	28,704	14,148	11,318		10,627	691	3,238
	訓子府町	19,089	9,372	7,619	384	6,458	777	2,098
	置戸町	52,754	44,844	5,163	10	4,634	519	2,747
	佐呂間町	40,499	22,596	8,718	0	6,991	1,727	9,185
大空町	34,362	14,045	14,388	1,613	11,984	791	5,929	

注1) 総数及び農地は「平成22年北海道統計書」、森林面積は「平成21年度北海道林業統計」による。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

## (4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
		総数	農業	林業	漁業				
総数	121,420	17,529	14,575	733	2,221	23,647	78,739	1,505	
市町村内訳	北見市	61,051	4,569	3,699	304	566	12,142	43,221	1,119
	網走市	20,092	2,228	1,440	38	750	3,800	13,763	301
	美幌町	11,520	1,686	1,599	86	1	2,471	7,320	43
	津別町	2,908	683	611	70	2	712	1,512	1
	斜里町	7,382	1,510	1,006	31	473	1,493	4,374	5
	清里町	2,525	910	872	34	4	504	1,111	
	小清水町	3,085	1,307	1,265	31	11	358	1,420	
	訓子府町	3,252	1,230	1,215	15		515	1,504	3
	置戸町	1,768	525	458	66	1	227	997	19
	佐呂間町	3,411	1,097	683	34	380	884	1,429	1
大空町	4,426	1,784	1,727	24	33	541	2,088	13	

注) 平成17年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

森林計画区:011 網走東部

単位 面積:ha、材積:1,000m<sup>3</sup>、立竹:1,000束、成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	240,271.17	42,367	903	660.53	816	261.13	221.36	221.36	1,324.58	1,324.58	7	1	1,324.58	1,324.58	7	1
総数	219,566.80	42,360	903	660.53	816	261.13	221.36	221.36	1,324.58	1,324.58	7	1	1,324.58	1,324.58	7	1
針	152,908.36	27,385	666	656.29	634	204.33	218.88	218.88	1,233.29	1,233.29	5	1	1,233.29	1,233.29	5	1
広	66,658.44	14,976	237	4.24	183	56.80	2.48	2.48	91.29	91.29	2	2	91.29	91.29	2	2
総数	72,511.81	11,067	429	556.55	203.89	203.89	193.36	193.36	1,149.36	1,149.36	5	1	1,149.36	1,149.36	5	1
針	72,045.62	9,882	428	552.31	164.16	164.16	190.88	190.88	1,138.00	1,138.00	5	1	1,138.00	1,138.00	5	1
広	466.19	1,185	1	4.24	39.73	39.73	2.48	2.48	11.36	11.36	1	1	11.36	11.36	1	1
総数	72,207.23	10,994	428	261.42	201.19	201.19	193.36	193.36	1,142.61	1,142.61	5	1	1,142.61	1,142.61	5	1
針	71,741.04	9,811	427	257.18	161.46	161.46	190.88	190.88	1,131.25	1,131.25	5	1	1,131.25	1,131.25	5	1
広	466.19	1,183	1	4.24	39.73	39.73	2.48	2.48	11.36	11.36	1	1	11.36	11.36	1	1
	(304.58)															
育種層林	304.58	73	1	295.13		2.70			6.75	6.75						
育成層林	304.58	71	1	295.13		2.70			6.75	6.75						
広		1														
総数	147,054.99	31,293	474	103.98	816	57.24	28.00	28.00	175.22	175.22	2	2	175.22	175.22	2	2
針	80,862.74	17,502	238	103.98	634	40.17	28.00	28.00	95.29	95.29	1	1	95.29	95.29	1	1
広	66,192.25	13,791	236		183	17.07			79.93	79.93	1	1	79.93	79.93	1	1
総数																
針																
広																
総数	28,220.95	5,331	86	103.98	66	51.68	28.00	28.00	174.06	174.06	2	2	174.06	174.06	2	2
針	17,766.11	3,531	56	103.98	53	39.89	28.00	28.00	94.89	94.89	1	1	94.89	94.89	1	1
広	10,454.84	1,800	30		13	11.79			79.17	79.17	1	1	79.17	79.17	1	1
総数	118,834.04	25,963	388		750	5.56			1.16	1.16						
針	63,096.63	13,971	182		580	0.28			0.40	0.40						
広	55,737.41	11,991	206		169	5.28			0.76	0.76						
無立木地	20,704.37	6														

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:011 網走東部

単位 面積:h.a、材積:1,000m<sup>3</sup>、立竹:1,000束、成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	124	9	7,396.54	365	26	9,347.10	1,077	69	11,910.22	1,907	91	13,414.75	2,257	82
	針	124	9	7,396.54	365	26	9,347.10	1,077	69	11,910.22	1,907	91	13,414.75	2,257	82
	広	107	9	7,250.14	311	26	9,023.04	915	68	11,379.32	1,623	90	12,648.56	1,945	80
人工林	総数	17		146.40	54	1	324.06	162	1	530.90	284	1	766.19	312	2
	針	111	9	7,199.38	349	25	8,941.49	1,050	68	11,275.98	1,844	89	12,441.62	2,152	79
	広	99	9	7,194.17	304	25	8,899.11	908	68	11,220.51	1,605	89	12,361.89	1,917	79
育 成 林	総数	12		5.21	44		42.38	142		55.47	239		79.73	235	
	針	111	9	7,199.38	349	25	8,941.49	1,050	68	11,275.98	1,844	89	12,441.62	2,152	79
	広	99	9	7,194.17	304	25	8,899.11	908	68	11,220.51	1,605	89	12,361.89	1,917	79
立木地	総数	12		5.21	44		42.38	142		55.47	239		79.73	235	
	針														
	広														
天然林	総数	13		197.16	17		405.61	27	1	634.24	63	1	973.13	105	2
	針	8		55.97	7		123.93	7		158.81	18		286.67	28	1
	広	5		141.19	10		281.68	20		475.43	45	1	686.46	77	2
育 成 林	総数														
	針														
	広														
育 成 林	総数	12		181.47	16		331.57	21		454.87	50	1	715.39	85	2
	針	7		53.99	7		110.58	6		123.91	15		194.81	22	1
	広	5		127.48	9		220.99	15		330.96	35	1	520.58	63	1
天然林	総数	4.94		15.69	1		74.04	6		179.37	14		257.74	20	
	針	0.68		1.98	1		13.35	1		34.90	3		91.86	6	
	広	4.26		13.71	1		60.69	5		144.47	10		165.88	14	
竹林															
無立木地															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:011 網走東部

単位 面積:ha、材積:1,000m<sup>3</sup>、立竹:1,000束、成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	10齡級			11齡級			12齡級			13齡級			14齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	13,650.51	2,612	80	8,603.75	1,816	53	9,043.80	1,646	34	6,208.48	1,135	20	4,270.34	895	13
総数	13,650.51	2,612	80	8,603.75	1,816	53	9,043.80	1,646	34	6,208.48	1,135	20	4,270.34	895	13
針	13,275.00	2,353	80	8,205.11	1,611	52	6,629.57	1,215	28	4,470.53	848	16	3,423.39	726	11
広	375.51	259	1	398.64	205	1	2,414.23	431	6	1,737.95	287	4	846.95	170	2
総数	13,134.68	2,565	79	7,970.92	1,737	51	3,432.99	734	17	394.31	96	2	230.14	48	1
針	13,099.23	2,337	79	7,959.03	1,580	51	3,415.82	672	17	394.31	87	2	230.14	42	1
広	35.45	228		11.89	157		17.17	62	9					6	
育単層林	13,134.68	2,565	79	7,970.92	1,737	51	3,432.99	734	17	394.31	96	2	230.14	48	1
育成林	13,099.23	2,337	79	7,959.03	1,580	51	3,415.82	672	17	394.31	87	2	230.14	42	1
広	35.45	228		11.89	157		17.17	62	9					6	
育複層林															
針															
広															
総数	515.83	47	1	632.83	79	2	5,610.81	912	17	5,814.17	1,038	17	4,040.20	847	12
針	175.77	16		246.08	31	1	3,213.75	543	10	4,076.22	761	13	3,193.25	684	10
広	340.06	32	1	386.75	48	1	2,397.06	369	6	1,737.95	277	4	846.95	164	2
育単層林															
針															
広															
育複層林	273.15	30	1	408.29	65	1	5,066.68	848	15	4,814.24	894	15	2,642.79	615	9
針	106.47	10		163.87	24		2,911.35	508	9	3,438.92	671	12	2,163.55	515	8
広	166.68	19		244.42	41	1	2,155.33	340	6	1,375.32	223	3	479.24	100	1
天然林	242.68	18		224.54	14		544.13	64	1	999.93	144	2	1,397.41	232	3
針	69.30	5		82.21	7		302.40	35	1	637.30	90	1	1,029.70	169	2
広	173.38	13		142.33	8		241.73	29	1	362.63	54	1	367.71	63	1
竹林															
無立木地															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:011 網走東部

単位 面積:ha、材積:1,000m<sup>3</sup>、立竹:1,000束、成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	1.5 齢級			1.6 齢級			1.7 齢級			1.8 齢級			1.9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	3,720.88	770	10	1,076.17	307	4	502.72	137	2	123,522.67	26,489	409	0.09	0.09	
総数	3,720.88	770	10	1,076.17	307	4	502.72	137	2	123,522.67	26,489	409	0.09	0.09	
針	2,650.14	574	8	888.08	267	4	364.49	106	2	66,050.85	14,146	193			
広	1,070.74	196	2	188.09	39		138.23	31		57,471.82	12,343	215	0.09	0.09	
総数	303.92	99	2	565.97	193	3	234.93	80	1	11.11	5				
針	282.48	82	2	478.47	175	3	187.73	67	1	9.11	4				
広	21.44	17		87.50	18		47.20	13		2.00	1				
総数	303.92	99	2	565.97	137	2	234.93	63	1	11.11	5				
針	282.48	82	2	478.47	120	2	187.73	51	1	9.11	4				
広	21.44	17		87.50	17		47.20	12		2.00	1				
育 成				(238.49)			(66.09)								
育 成					56	1		17							
針					55	1		16							
広					1			1							
総数	3,416.96	671	9	510.20	114	1	267.79	57	1	123,511.56	26,484	409	0.09	0.09	
針	2,367.66	492	7	409.61	93	1	176.76	39	1	66,041.74	14,142	193			
広	1,049.30	179	2	100.59	21		91.03	18		57,469.82	12,342	215	0.09	0.09	
総数															
針															
広															
総数	2,388.13	513	7	349.27	83	1	153.00	34	1	9,929.26	1,996	31	0.09	0.09	
針	1,943.45	416	6	285.66	69	1	105.40	23		5,828.99	1,183	18			
広	444.68	97	1	63.61	14		47.60	10		4,100.27	813	14	0.09	0.09	
総数	1,028.83	158	2	160.93	31		114.79	23		113,582.30	24,488	377			
針	424.21	76	1	123.95	24		71.36	15		60,212.75	12,959	176			
広	604.62	82	1	36.98	7		43.43	8		53,369.55	11,529	202			
竹林															
無立木地															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。



森林計画区:011 網走東部

区分		2.0 齡級		2.1 齡級以上	
		面積	材積	面積	材積
立木地	総数				
	総数 針広				
人工林	総数				
	総数 針広				
	育成				
天然林	総数				
	総数 針広				
	育成				
竹林	総数				
	総数 針広				
	天然				
無立木地					

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.( )は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

森林計画区:011 網走東部

区分	立木地										無立木地等					計				
	人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の土地	計		
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計													
制限林	面積	針 63,939.94	広 441.32	計 64,237.10	育成単層林 297.16	育成複層林 441.32	計 748.48	育成単層林 16,199.59	育成複層林 9,541.34	天然生林 59,401.96	計 75,601.55									
	材積	針 8,797.933	広 64,381.26	計 73,179.193	育成単層林 297.16	育成複層林 69,625	計 70,422.16	育成単層林 25,740.93	育成複層林 13,151.96	天然生林 111,478.71	計 137,219.64									
	成長量	針 9,854.641	広 380,938.7	計 390,793.341	育成単層林 1,229.1	育成複層林 1,229.1	計 2,458.2	育成単層林 51,826.3	育成複層林 27,047.0	天然生林 191,620.5	計 221,824.6									
	面積	針 7,801.10	広 24.87	計 7,825.97	育成単層林 7.42	育成複層林 7,801.10	計 7,808.52	育成単層林 1,566.52	育成複層林 913.50	天然生林 3,660.66	計 4,574.16									
	材積	針 1,139.652	広 45,801.2	計 46,940.852	育成単層林 1,744	育成複層林 26.9	計 1,770.952	育成単層林 2,480.02	育成複層林 444,764	天然生林 1,607,648	計 1,607,648									
普通林	面積	針 45,823.2	広 71,741.04	計 117,564.24	育成単層林 26.9	育成複層林 304.58	計 331.48	育成単層林 7,084.5	育成複層林 17,766.11	天然生林 63,096.63	計 80,862.74									
	材積	針 72,207.23	広 9,811.111	計 82,018.341	育成単層林 304.58	育成複層林 71,305	計 71,609.58	育成単層林 28,220.95	育成複層林 3,531.029	天然生林 13,971.167	計 147,054.99									
	成長量	針 426,739.9	広 863.6	計 427,603.5	育成単層林 1,256.0	育成複層林 1,256.0	計 2,512.0	育成単層林 56,283.8	育成複層林 29,674.0	天然生林 206,046.5	計 235,720.5									
	面積	針 7,825.97	広 24.87	計 7,850.84	育成単層林 7.42	育成複層林 7,801.10	計 7,808.52	育成単層林 1,566.52	育成複層林 913.50	天然生林 3,660.66	計 4,574.16									
	材積	針 1,013.178	広 126.474	計 1,139.652	育成単層林 1,680	育成複層林 64	計 1,744	育成単層林 2,480.02	育成複層林 444,764	天然生林 1,607,648	計 1,607,648									
計	面積	針 119,763.14	広 117,564.24	計 237,327.38	育成単層林 427,603.5	育成複層林 1,256.0	計 428,859.5	育成単層林 85,957.8	育成複層林 387,951.0	天然生林 473,908.8	計 821,858.8									
	材積	針 149,947.701	広 14,975.876	計 164,923.577	育成単層林 219,566.80	育成複層林 110.53	計 219,677.33	育成単層林 66,658.44	育成複層林 27,384.612	天然生林 27,384.612	計 94,043.054									
	成長量	針 1,139,652.0	広 1,139,652.0	計 2,279,304.0	育成単層林 17,075.0	育成複層林 17,075.0	計 34,150.0	育成単層林 79,266.8	育成複層林 152,908.36	天然生林 152,908.36	計 314,875.12									
	面積	針 1,139,652.0	広 1,139,652.0	計 2,279,304.0	育成単層林 17,075.0	育成複層林 17,075.0	計 34,150.0	育成単層林 79,266.8	育成複層林 152,908.36	天然生林 152,908.36	計 314,875.12									
	材積	針 1,139,652.0	広 1,139,652.0	計 2,279,304.0	育成単層林 17,075.0	育成複層林 17,075.0	計 34,150.0	育成単層林 79,266.8	育成複層林 152,908.36	天然生林 152,908.36	計 314,875.12									

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

森林計画区:011 網走東部

市町村	区分	立木地											無立木地等						計						
		人工林					天然林						竹林	計	伐採跡地	未立木地	改種 予定地	林地以外 の土地		計					
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然林	計																	
		計	計	計	計	計	計																		
北見市	面積	針	20,932.93	114.83	21,047.76	5,122.76	16,499.74	21,622.50																42,670.26	
		広	139.64		139.64	2,551.77	12,413.28	14,965.05																15,104.69	
	計	21,072.57	114.83	21,187.40	7,674.53	28,913.02	36,587.55																	57,774.95	
	材積	針	2,697,924	21,297	2,719,221	1,075,739	3,581,573	4,657,312																	7,376,533
		広	331,346		331,346	440,267	2,591,422	3,031,689																	3,363,035
	計	3,029,270	21,297	3,050,567	1,516,006	6,172,995	7,689,001																		10,739,568
成長量	針	117,890.1	377.6	118,267.7	15,075.5	36,705.6	51,781.1																	170,048.8	
	広	179.2		179.2	5,762.9	36,305.3	42,068.2																	42,247.4	
計	118,069.3	377.6	118,446.9	20,838.4	73,010.9	93,849.3																		212,296.2	
面積	針	1,993.71		1,993.71	295.07	862.80	1,157.87																	3,151.58	
	広	20.24		20.24	290.05	1,580.81	1,870.86																	1,891.10	
計	2,013.95		2,013.95	585.12	2,443.61	3,028.73																		5,042.68	
材積	針	383,547		383,547	71,644	209,105	280,749																	664,296	
	広	34,166		34,166	57,859	400,907	458,766																	492,932	
計	417,713		417,713	129,503	610,012	739,515																		1,157,228	
成長量	針	17,841.4		17,841.4	899.3	2,488.1	3,387.4																	21,228.8	
	広	60.1		60.1	710.2	6,806.5	7,516.7																	7,576.8	
計	17,901.5		17,901.5	1,609.5	9,294.6	10,904.1																		28,805.6	
面積	針	4,779.95	179.63	4,959.58	556.19	1,445.28	2,001.47																	6,951.05	
	広	55.77		55.77	540.32	2,156.45	2,696.77																	2,752.54	
計	4,835.72	179.63	5,015.35	1,096.51	3,601.73	4,698.24																		9,713.59	
材積	針	843,339	47,629	890,968	120,539	250,903	371,442																	1,262,410	
	広	69,473	1,356	70,829	95,172	450,269	545,441																	616,270	
計	912,812	48,985	961,797	215,711	701,172	916,883																		1,878,680	
成長量	針	34,594.8	840.3	35,435.1	1,744.0	3,302.2	5,046.2																	40,481.3	
	広	61.6		61.6	1,976.5	8,680.7	10,657.2																	10,718.8	
計	34,656.4	840.3	35,496.7	3,720.5	11,982.9	15,703.4																		51,200.1	
面積	針	8,456.50	7.42	8,463.92	3,820.73	8,428.09	12,248.82																	20,712.74	
	広	32.74		32.74	1,801.75	4,301.74	6,103.49																	6,136.23	
計	8,489.24	7.42	8,496.66	5,622.48	12,729.83	18,352.31																		26,848.97	
材積	針	1,007,433	1,680	1,009,113	688,634	1,709,004	2,397,638																	3,406,751	
	広	141,572	64	141,636	297,234	884,645	1,181,879																	1,323,515	
計	1,149,005	1,744	1,150,749	985,868	2,593,649	3,579,517																		4,730,266	
成長量	針	45,680.3	26.9	45,707.2	10,580.6	20,494.5	31,075.1																	76,782.3	
	広	45.5		45.5	4,847.5	13,426.4	18,273.9																	18,319.4	
計	45,725.8	26.9	45,752.7	15,428.1	33,920.9	49,349.0																		95,101.7	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

森林計画区:011 網走東部

市町村	区分	立木地										無立木地等				計					
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地		改種 予定地	林地以外 の土地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計													
斜里町	面積	針	3,932.49		3,932.49	271.83	13,028.54	13,300.37													
		広	84.67		84.67	436.87	17,365.59	17,802.46													
		計	4,017.16		4,017.16	708.70	30,394.13	31,102.83								0.67	29.74	14,647.95	14,678.36	49,798.35	
	材積	針	428,006		428,006	42,102	2,968,462	3,010,554													
		広	47,736		47,736	67,281	3,635,193	3,702,474													
成長量	針	16,866.6		16,866.6	856.7	50,584.3	51,441.0														
	広	218.5		218.5	1,177.7	70,431.4	71,609.1														
清里町	面積	針	17,085.1		17,085.1	2,034.4	121,015.7	123,050.1													
		広	8,942.32		8,942.32	2,514.20	6,216.07	8,730.27													
		計	50.34		50.34	2,287.67	5,775.37	8,063.04													
	材積	針	8,992.66		8,992.66	4,801.87	11,991.44	16,793.31													
		広	1,212,062		1,212,062	438,169	1,299,349	1,737,518													
成長量	針	132,570		132,570	375,797	1,167,115	1,542,912														
	広	1,344,632		1,344,632	813,966	2,466,464	3,280,430														
小清水町	面積	針	56,793.0		56,793.0	8,246.7	19,534.3	27,781.0													
		広	95.5		95.5	7,171.3	21,339.1	28,510.4													
		計	56,888.5		56,888.5	15,418.0	40,873.4	56,291.4													
	材積	針	5,256.38		5,256.38	591.12	2,077.72	2,668.84													
		広	28.39		28.39	487.44	2,200.23	2,687.67													
成長量	針	5,284.77		5,284.77	1,078.56	4,277.95	5,356.51														
	広	728,337		728,337	108,315	558,802	667,117														
置戸町	面積	針	100,401		100,401	87,152	578,249	665,401													
		広	828,738		828,738	195,467	1,137,051	1,332,518													
		計	31,368.1		31,368.1	2,583.7	9,114.6	11,698.3													
	材積	針	50.3		50.3	2,227.6	14,291.6	16,519.2													
		広	31,418.4		31,418.4	4,811.3	23,406.2	28,217.5													
成長量	針	9,628.39		9,628.39	3,801.03	12,343.69	16,144.72														
	広	18.85		18.85	1,010.03	4,305.42	5,315.45														
計	面積	針	9,647.24		9,647.24	4,811.06	16,649.11	21,460.17													
		広	1,276,029		1,276,029	821,555	2,772,002	3,593,557													
		計	198,190		198,190	189,756	929,887	1,119,643													
	材積	針	1,474,219		1,474,219	1,011,311	3,701,889	4,713,200													
		広	54,915.2		54,926.4	13,966.7	34,483.9	48,450.6													
成長量	針	73.6		73.6	3,127.4	15,287.9	18,415.3														
	広	54,988.8		55,000.0	17,094.1	49,771.8	66,865.9														

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

森林計画区:011 網走東部

市町村	区分	立木地										無立木地等					計									
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の土地	計										
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計																
佐呂間町	面積	針	6,362.90		6,362.90	545.82	1,653.71	2,199.53																		
		広	28.12		28.12	938.86	5,006.62	5,945.48																		
	材積	計	6,391.02		6,391.02	1,484.68	6,660.33	8,145.01																		
		針	1,018.935		1,018.935	107,111	472,581	579,692																		
	成長量	針	108,210		108,210	158,165	1,198,074	1,356,239																		
		計	1,127,145		1,127,145	265,276	1,670,655	1,935,931																		
大空町	面積	針	41,142.1		41,142.1	1,522.2	3,946.2	5,468.4																		
		広	62.1		62.1	2,180.0	16,504.0	18,684.0																		
	材積	計	41,204.2		41,204.2	3,702.2	20,450.2	24,152.4																		
		針	1,455.47		1,455.47	247.36	540.99	788.35																		
	成長量	針	7.43		7.43	110.08	631.90	741.98																		
		計	1,462.90		1,462.90	357.44	1,172.89	1,530.33																		
森林計画計	面積	針	215,499		215,499	57,221	149,396	206,617																		
		広	19,518		19,518	31,117	155,713	186,830																		
	材積	計	235,017		235,017	88,338	305,109	393,447																		
		針	9,648.3		9,648.3	808.4	1,250.8	2,059.2																		
	成長量	針	17.2		17.2	492.9	2,973.6	3,466.5																		
		計	9,665.5		9,665.5	1,301.3	4,224.4	5,525.7																		
森林計画計	面積	針	71,741.04		71,741.04	17,766.11	63,096.63	80,862.74																		
		広	466.19		466.19	10,454.84	55,737.41	66,192.25																		
	材積	計	72,207.23		72,207.23	28,220.95	118,834.04	147,054.99																		
		針	9,811,111		9,811,111	3,531,029	13,971,167	17,502,196																		
	成長量	針	1,183,182		1,183,182	1,799,800	11,991,474	13,791,274																		
		計	10,994,293		10,994,293	5,330,829	25,962,641	31,293,470																		
成長量	針	426,739.9		426,739.9	56,283.8	181,904.5	238,188.3																			
	計	863.6		863.6	29,674.0	206,046.5	235,720.5																			
森林計画計	成長量	針	427,603.5		427,603.5	85,957.8	387,951.0	473,908.8																		
		計	1,256.0		1,256.0	428,859.5	902,768.3	902,768.3																		

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(4) 制限林の種類別面積

森林計画区:011 網走東部

単位:ha

区分	市町村							計
	北見市	網走市	美幌町	市町村	津別町	斜里町	清里町	
水源かん養保安林	41,826.67	1,890.91		7,291.86	16,114.94	22,024.33	19,223.65	
土砂流出防備保安林	14,227.74	2,165.47		3.59	1,157.42	4,181.73	5,251.57	
土砂崩壊防備保安林	22.43	382.05				469.25	48.34	
飛砂防備保安林	142.27							
防風保安林	286.90	125.57				342.07	247.71	
水害防備保安林								
潮害防備保安林						1,355.14		
土害防備保安林	1,643.02	86.91			318.34	98.10		
防雪保安林								
防霧保安林								
なだれ防止保安林								
落石防止保安林								
防火保安林								
魚つぎ保安林	(206.56)							
航行目標保安林	310.76							
保健保安林	(1,076.77)	452.78	(799.99)	0.04	(1,357.86)	(807.84)	(717.91)	
風致保安林	(128.42)	0.56					172.00	
計	(1,283.33)	58,459.79	(799.99)	7,295.49	(1,357.86)	(807.84)	24,943.27	
保安施設地区								
砂防指定地	(15.22)							
特別保護地区		2.43					2.59	
第一種特別地域			(1,253.64)	5.07		(2,662.84)	10,982.91	
第二種特別地域			(9.90)			(2,132.68)	2.99	
第三種特別地域					(1,280.80)	56.12	9.33	
地種区分未定地域						(1,661.68)	1,769.24	
計								
特別保護地区			(1,263.54)	5.07	(1,280.80)	56.12	(455.41)	
第一種特別地域	(339.03)					(8.76)	0.87	
第二種特別地域	(140.79)					(291.06)	28.18	
第三種特別地域								
地種区分未定地域								
計	(479.82)	15.93	(3,087.93)	74.91		(299.82)	29.05	
都道府県立						(644.66)	(893.63)	
自然環境保全地域							(17.44)	
自然環境保全地域特別地区							(335.55)	
都道府県自然環境保全地域特別地区								
鳥獣保護区特別保護地区	(380.70)							
緑地保全地区								
風致地区								
特別母樹林								
史跡名勝天然記念物	(73.41)						6.82	
種の保存法による管理地区								
その他								
合計	(2,232.48)	58,482.21	(2,063.53)	7,300.56	(2,638.66)	18,139.87	24,949.42	
		(4,277.47)	5,181.59		(20,999.98)	46,348.66	(2,419.94)	

森林計画区:011 網走東部

単位:ha

区分	市町村					合計
	小清水町	置戸町	佐呂間町	大空町		
水源かん養保安林	10,068.90	30,794.29	11,539.69	2,970.49		163,745.73
土砂流出防備保安林		84.25	1,201.01	0.65		28,273.43
土砂崩壊防備保安林		6.25				928.32
飛砂防備保安林	65.79					208.06
防風保安林	476.16		206.82			1,685.23
水害防備保安林						
潮害防備保安林	177.24					1,532.38
干害防備保安林		257.39	1,667.20			4,060.96
防雪保安林						
防霧保安林						
なだれ防止保安林						
落石防止保安林						
防火保安林		58.94				58.94
魚つき保安林			(206.82)			396.82
航行目標保安林						
保健保安林	(1,002.45)	288.44	(291.62)	(519.12)	78.42	(8,685.04)
風致保安林	(1,002.45)	(1,050.36)	(58.98)	(78.42)		(265.82)
計		31,489.56	(557.42)	(597.54)	3,049.56	(9,364.24)
保安施設地区						
砂防指定地			1.15			(15.22)
特別保護地区						(2,662.84)
第一種特別地域	(434.55)			(49.84)		(3,870.71)
第二種特別地域	(410.67)			(481.67)	5.40	(3,895.46)
第三種特別地域						93.21
地種区分未定地域						1,769.24
計	(845.22)			(531.51)	5.40	(12,090.69)
特別保護地区	(32.23)					(40.99)
第一種特別地域				(78.42)	5.99	(545.87)
第二種特別地域	(206.21)					(1,131.72)
第三種特別地域						(2,978.51)
地種区分未定地域						71.63
計	(238.44)			(78.42)	5.99	(4,697.09)
第一種特別地域						(1,538.29)
第二種特別地域						(17.44)
第三種特別地域						(605.69)
地種区分未定地域						
計						(2,161.42)
原生自然環境保全地域						1,045.27
自然環境保全地域特別地区						
郡道府県自然環境保全地域特別地区						(55.53)
鳥獣保護区特別保護地区		0.08		(84.41)		(11,697.61)
緑地保全地区						0.08
風致地区						
特別母樹林						
史跡名勝天然記念物	(40.47)			(38.22)		(181.74)
種の保存法による管理地区						6.82
その他						
合計	(2,126.58)	11,076.34	(1,070.08)	(1,330.10)	3,060.95	(40,263.54)
		31,489.64	14,924.98			220,954.22

## (5) 樹種別材積表

単位: m<sup>3</sup>

		人工林	天然林	無立木地	その他	計
針葉樹	カラマツ	1,786,654	33,135			1,819,789
	トドマツ	6,824,206	10,623,680			17,447,886
	エゾマツ	1,016,307	6,114,810			7,131,117
	他針葉樹	255,249	730,571		4,638	990,458
	小計	9,882,416	17,502,196		4,638	27,389,250
広葉樹	ナラ類	7,736	1,843,394			1,851,130
	カンバ類	5,547	3,500,148			3,505,695
	カエデ類	1	157,652			157,653
	シナノキ	7	1,868,277			1,868,284
	タモ類	25,922	39,494			65,416
	他広葉樹	1,145,389	6,382,309		1,825	7,529,523
	小計	1,184,602	13,791,274		1,825	14,977,701
合計		11,067,018	31,293,470		6,463	42,366,951

## (6) 荒廃地等の面積

単位: ha

市町村名	荒廃地
北見市	89.03
網走市	21.58
美幌町	19.26
津別町	42.88
斜里町	13.20
清里町	2.56
置戸町	35.90
佐呂間町	9.47
大空町	1.89
計	235.77

## (7) 森林の被害

単位: ha

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数	0	2	-

注) 北海道森林管理局事業統計書による。



### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 構成

振興局	組合名	市町村 (地区)	組合員数 (人)	専従役員数 (人)	払込済 出資金 (千円)	組合員所有 森林面積 (ha)
総 数			5,700	68	879,470	79,306
オホー ツク総合 振興局	清里町森林組合	清里町	85		568	696
	美幌町森林組合	美幌町	547	20	335,488	10,475
	佐呂間町森林組合	佐呂間町	620	6	37,239	6,250
	北見広域森林組合	北見市	2,159	18	270,448	28,486
		津別町				
	新世紀森林組合	訓子府町	727	9	119,806	10,208
		置戸町				
	網走地区森林組合	網走市	1,562	15	115,921	23,191
斜里町						
小清水町						
大空町						

注) 森林組合現況調査一覧(平成21年度)による。

##### イ 事業内容及び活動状況等

組合名	販売部門			購買部門		利用部門	
	販売 m <sup>3</sup>	林産 m <sup>3</sup>	加工 m <sup>3</sup>	購買苗木 (千本)	養苗苗木 (千本)	新植 (ha)	保育 (ha)
総 数	50,919	144,380	63,277	1,989	0	927	6,010
清里町森林組合				15		10	4
美幌町森林組合	8,857	38,108	34,540	382		188	2,420
佐呂間町森林組合	10,762	9,028	6,211	91		53	308
北見広域森林組合	10,380	54,610	14,848	733		295	1,503
新世紀森林組合	7,635	8,127	7,678	152		76	529
網走地区森林組合	13,285	34,507		616		305	1,246

注) 森林組合現況調査一覧(平成21年度)による。

## (2) 林業事業体等の現況

単位:事業体

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業						計
			製材	チップ	合単板	フローリング	集成材	プレカット	
総数	15	(23) 24	26	(26) 33	8	1	3	5	(49) 115
北見市	2	(5) 5	10	(10) 12	1		3	3	(15) 36
網走市			2	(2) 2					(2) 4
美幌町	3	(3) 4	3	(3) 3					(6) 13
津別町	3	(3) 3	3	(3) 6	5				(6) 20
斜里町	1	(2) 2	1	(1) 1				1	(3) 6
清里町	1	(2) 2	1	(1) 1	2	1			(3) 8
小清水町									
訓子府町									
置戸町	2	(3) 3	3	(3) 3				1	(6) 12
佐呂間町	1	(2) 2	2	(2) 3					(4) 8
大空町	2	(3) 3	1	(1) 2					(4) 8

注1) 北海道水産林務部林業木材課調べによる。

造林業及び素材生産業は平成20年度実績、木材・木製品製造業は平成21年度実績。

2) 素材生産業上段の( )は、森林組合を除いた事業体数の内数。

3) チップ上段の( )は、製材工場との兼業で内数。

## (3) 林業労働力の概況

単位:人

	総就労者	林業 就労者
S50年	129,476	3,980
S55年	136,202	3,451
S60年	135,714	3,187
H2年	133,790	2,199
H7年	136,458	1,464
H12年	131,802	1,025
H17年	118,168	718

注) 平成17年度国勢調査報告による。

## (4) 林業機械化の概況

単位 台数:台

機 械 種 名		台数	説 明
索 道	重 量 式		素材の自重を利用して移送するもの
	動 力 式		動力を持って移動するもの
集 材 機	小 型	4	10PS未満のもの
	大 型	10	10PS以上のもの
モ ノ ケ ー ブ ル			ジグザグ集材施設
リ モ コ ン ウ ィ ン チ			遠隔操作による小型可搬式木寄せ機
自 走 式 搬 機			架線上を走行し素材の巻き上げ及び移送を行う搬機
モ ノ レ ー ル			跨座式及び懸垂式
小 型 運 材 車		1	20PS未満のもの
		3	20PS以上のもの
ホ イ ー ル タ イ プ ト ラ ク タ			素材等を牽引して集材等の作業に用いる(車輪式のもの)
ク ロ ー ラ タ イ プ ト ラ ク タ		42	ホイールトラクタと同じ作業に用いる(履帯式のもの)
育 林 用 ト ラ ク タ		10	主として地拵え等の育林作業に用いる
フ ォ ー ク リ フ ト			素材を所定の高さへ積み込み、巻立等の作業を行う
フ ォ ー ク ロ ー ダ		2	土場等で素材の積み込み、巻立等の作業を行う
ク レ ー ン	運材機能なし	3	素材等の吊り上げ、積み込み、巻立等の作業のみを行うもの (トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン)
	運材機能あり	3	クレーン作業と木材運搬を行うもの (クレーン付きトラック)
グ ラ ッ プ ル	運材機能なし	26	クレーンの先端部に材をつかむグラップルを装備 (グラップルローダ作業車)
	運材機能あり	3	グラップルローダによる作業と木材の運搬を行うもの (グラップルローダ付きトラック)
ト ラ ク タ シ ョ ベ ル		1	木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの
シ ョ ベ ル 系 掘 削 機 械		3	木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの (バックホウ、パワーショベル等)
チ ェ ー ン ソ ー		226	伐倒、枝払い、造材作業、育林作業等に用いる
チ ェ ー ン ソ ー リ モ コ ン 装 置 付			リモコンチェーンソー架台
刈 払 機		173	地拵え、下刈等に用いるもの(携帯式のもの)
植 穴 掘 機		3	苗木を林地に植栽するのに用いるもの
動 力 枝 打 機	自動木登り式	5	自動木登り式のもの
	背負い式等	1	背負い式等の上記以外のもの
苗 畑 用 ト ラ ク タ			苗畑において、耕うん、整地等に用いる
フ ェ ラ ー パ ン チ ャ		4	立木を伐倒、集積する自走式機械
ス キ ッ ダ		3	牽引式集材専用のトラクタ
プ ロ セ ッ タ		22	枝払い、玉切りする自走式機械
ハ ー ベ ス タ		22	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フ ォ ワ ー ダ			積載式集材専用車両
タ ワ ー ヤ ー ダ			元柱を具備した自走式集材機械
グ ラ ッ プ ル ソ ー		15	巻立、玉切りする自走式機械
樹 木 粉 砕 機		1	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械

注) 北海道水産林務部林業木材課調べ(平成22年3月31日現在)による。

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	271	1,068	1,338	124	982	1,105	46%	92%	83%
針葉樹	188	980	1,167	111	899	1,010	59%	92%	87%
広葉樹	83	89	172	13	82	95	16%	93%	55%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

##### (2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
5,499	2,418	44%	408	699	172%	5,092	1,719	34%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

##### (3) 育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
600	1,885	314%

##### (4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	62.8	9.3	15%	52.5 96箇所	77.6 67箇所	148% 70%

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

(ア) 計画と実行状況

単位 面積:ha

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数					7.39	
水 源 か ん 養					1.49	
土 砂 流 出 防 備					0.28	
土 砂 崩 壊 防 備					3.78	
風 致					0.36	
魚 つ き						
保 健					1.48	

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H18～H22年度)である。

(イ) 計画と実行結果についての検討

各種開発行為等に係る処理結果である。

イ 保安施設地区の指定

(ア) 計画と実行状況

該当なし

(イ) 計画と実行結果についての検討

該当なし

ウ 保安施設事業

(ア) 計画と実行状況

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪 間 工 (箇所)	50	67	134%
山 腹 工 (箇所)	8	13	163%
植 栽 工 (ha)	146	135	92%
本数調整伐 (ha)	142	111	78%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H18～H22年度)である。

5 林地の異動状況(森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
20				44	64

(2) 森林以外より森林への異動

該当なし

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:1,000m<sup>3</sup>

分 期										
伐採立木材積	総 数	総 数	1,323	990	1,022	1,136	1,223	1,242	1,225	1,087
		針葉樹	1,102	817	842	940	1,017	1,030	1,012	889
		広葉樹	221	173	180	195	206	212	213	198
	主 伐	総 数	330	335	375	431	480	521	542	546
		針葉樹	234	242	275	324	367	401	418	419
		広葉樹	96	93	100	108	114	120	124	127
	間 伐	総 数	994	656	647	704	743	722	683	541
		針葉樹	868	575	567	617	650	629	594	470
		広葉樹	125	80	80	87	93	93	89	71
造林面積	総 数	2,481	5,284	5,585	5,769	5,864	5,851	5,810	5,497	
	人工造林	553	279	486	653	773	848	903	771	
	天然更新	1,928	5,005	5,098	5,116	5,091	5,003	4,907	4,725	

注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 分期別期首資源表

單位 面積:ha, 材積:千m<sup>3</sup>

區	分	面積											材積
		總數	1·2 齡級	3·4 齡級	5·6 齡級	7·8 齡級	9·10 齡級	11·12 齡級	13·14 齡級	15·16 齡級	17·18 齡級	19·20 齡級	
第 分期	總數	219,567	922	1,546	11,828	21,257	27,065	17,648	10,479	4,797	124,025	0	42,360
	總數	72,512	760	1,343	11,471	20,217	25,576	11,404	624	870	246		11,067
	育成單層林	72,207	463	1,336	11,471	20,217	25,576	11,404	624	870	246		10,994
天然林	總數	147,055	161	203	357	1,040	6,244	9,854	3,927	123,779	0	31,294	
	總數	0											
	育成單層林	28,221	156	202	337	786	989	5,475	7,457	2,737	10,082	0	5,331
天然林	總數	118,834	6	1	21	253	500	769	2,397	1,190	113,697		25,963
	總數												
	天然生林												

區	分	面積											材積
		總數	1·2 齡級	3·4 齡級	5·6 齡級	7·8 齡級	9·10 齡級	11·12 齡級	13·14 齡級	15·16 齡級	17·18 齡級	19·20 齡級	
第 分期	總數	219,567	898	482	5,756	16,739	25,311	22,223	15,163	9,232	1,539	122,224	44,927
	總數	70,573	794	397	5,421	16,136	23,082	19,961	3,544	507	721	11	12,200
	育成單層林	70,161	391	395	5,414	16,136	23,082	19,961	3,544	507	721	11	12,199
天然林	總數	148,994	403	3	7							1	32,727
	總數	0											
	育成單層林	31,847	104	85	335	603	2,229	2,262	11,619	8,724	818	122,214	6,432
天然林	總數	117,146	104	80	329	513	1,792	1,795	10,075	6,387	542	10,230	26,295
	總數												
	天然生林												

區	分	面積											材積
		總數	1·2 齡級	3·4 齡級	5·6 齡級	7·8 齡級	9·10 齡級	11·12 齡級	13·14 齡級	15·16 齡級	17·18 齡級	19·20 齡級	
第 分期	總數	219,567	501	922	1,546	11,843	21,359	27,104	17,279	16,123	4,670	118,221	47,552
	總數	68,079	501	760	1,343	11,466	19,647	23,010	9,876	544	732	201	13,330
	育成單層林	67,466	192	463	1,336	11,466	19,647	23,010	9,876	544	732	201	13,329
天然林	總數	151,487	309	298	7							1	34,221
	總數	0											
	育成單層林	39,259	0	161	203	377	1,713	4,094	7,403	15,579	3,938	118,020	7,819
天然林	總數	112,228		156	202	357	1,472	3,638	6,703	13,454	2,871	10,405	26,403
	總數												
	天然生林			6	1	20	241	455	699	2,124	1,067	107,615	



單位 面積:ha、材積:千m<sup>3</sup>

區	分	面積											材積	
		總數	齡級											
			1·2	3·4	5·6	7·8	9·10	11·12	13·14	15·16	17·18	19·20		21齡級以上
第 分期	總數	219,567	734	898	482	5,782	17,019	25,445	21,609	14,878	17,805	1,470	113,444	49,490
	總數	65,156	734	794	397	5,421	15,689	20,831	17,253	2,994	430	604	9	14,210
	育成單層林	64,187	178	391	395	5,414	15,689	20,831	17,253	2,994	430	604	9	14,208
	育成複層林	969	557	403	3	7								1
天然林	總數	154,411	0	104	85	362	1,331	4,614	4,356	11,884	17,375	865	113,435	35,281
	總數	0												
	育成單層林	46,845		104	80	356	1,250	4,245	3,969	10,605	15,394	611	10,231	9,005
	育成複層林	107,566			6	6	81	368	387	1,279	1,981	254	103,204	26,275
	天然生林													

區	分	面積											材積	
		總數	齡級											
			1·2	3·4	5·6	7·8	9·10	11·12	13·14	15·16	17·18	19·20		21齡級以上
第 分期	總數	219,567	1,108	501	922	1,562	12,221	21,531	26,239	16,790	24,370	4,547	109,776	50,421
	總數	61,970	1,108	501	760	1,343	11,106	17,731	19,777	8,389	459	622	174	14,825
	育成單層林	60,527	278	192	463	1,336	11,106	17,731	19,777	8,389	459	622	174	14,795
	育成複層林	1,443	829	309	298	7								31
天然林	總數	157,597	0	0	161	219	1,115	3,800	6,462	8,401	23,912	3,925	109,602	35,596
	總數	0												
	育成單層林	54,439			156	218	1,097	3,598	6,085	7,821	22,098	2,941	10,425	10,467
	育成複層林	103,158			6	1	18	202	377	579	1,814	983	99,178	25,129
	天然生林													

區	分	面積											材積	
		總數	齡級											
			1·2	3·4	5·6	7·8	9·10	11·12	13·14	15·16	17·18	19·20		21齡級以上
第 分期	總數	219,567	1,394	734	898	488	6,088	17,359	24,679	20,780	18,609	21,757	106,780	52,571
	總數	58,695	1,394	734	794	397	5,207	14,159	17,946	14,629	2,535	368	532	15,170
	育成單層林	56,700	369	178	391	395	5,200	14,159	17,946	14,629	2,535	368	532	15,114
	育成複層林	1,994	1,025	557	403	3	7							56
天然林	總數	160,872	0	0	104	91	881	3,200	6,733	6,151	16,074	21,390	106,248	37,401
	總數	0												
	育成單層林	61,899			104	85	875	3,133	6,428	5,831	14,978	19,564	10,901	12,654
	育成複層林	98,973				6	5	68	305	320	1,097	1,826	95,347	24,748
	天然生林													

單位 面積:ha、材積:千m<sup>3</sup>

區	分	面											材積	
		積												
		總數	1·2 齡級	3·4 齡級	5·6 齡級	7·8 齡級	9·10 齡級	11·12 齡級	13·14 齡級	15·16 齡級	17·18 齡級	19·20 齡級		21齡級 以上
第 分期	總數	219,567	1,588	1,108	501	923	1,848	12,613	20,912	25,254	20,205	28,171	106,444	54,242
	育成單層林	55,511	1,588	1,108	501	760	1,285	10,023	15,259	16,767	7,139	387	693	15,356
	育成複層林	52,917	436	278	192	463	1,279	10,023	15,259	16,767	7,139	387	693	15,257
	總數	2,594	1,152	829	309	298	6							99
天然林	總數	164,056	0	0	0	162	563	2,590	5,653	8,488	13,066	27,783	105,751	38,886
	育成單層林	0												
	育成複層林	69,076				157	562	2,575	5,486	8,175	12,568	26,111	13,443	14,518
	天然生林	94,980				5	1	15	167	312	498	1,672	92,308	24,369

區	分	面											材積	
		積												
		總數	1·2 齡級	3·4 齡級	5·6 齡級	7·8 齡級	9·10 齡級	11·12 齡級	13·14 齡級	15·16 齡級	17·18 齡級	19·20 齡級		21齡級 以上
第 分期	總數	219,567	1,718	1,394	734	898	723	6,421	17,000	23,802	23,781	22,208	120,887	55,813
	育成單層林	52,499	1,718	1,394	734	794	388	4,699	12,156	15,254	12,427	2,154	781	15,442
	育成複層林	49,265	477	369	178	391	385	4,693	12,156	15,254	12,427	2,154	781	15,278
	總數	3,234	1,241	1,025	557	403	3	6						164
天然林	總數	167,068	0	0	0	104	335	1,722	4,844	8,548	11,354	20,053	120,106	40,371
	育成單層林	0												
	育成複層林	75,912				104	330	1,718	4,788	8,295	11,082	19,043	30,552	16,382
	天然生林	91,156					5	4	56	253	272	1,011	89,555	23,988

區	分	面											材積	
		積												
		總數	1·2 齡級	3·4 齡級	5·6 齡級	7·8 齡級	9·10 齡級	11·12 齡級	13·14 齡級	15·16 齡級	17·18 齡級	19·20 齡級		21齡級 以上
第 分期	總數	219,567	1,743	1,588	1,108	501	1,057	2,160	12,460	20,193	28,010	23,535	127,211	57,251
	育成單層林	49,698	1,743	1,588	1,108	501	750	1,160	8,585	12,960	14,242	6,121	940	15,548
	育成複層林	45,859	498	436	278	192	453	1,154	8,585	12,960	14,242	6,121	940	15,287
	總數	3,838	1,245	1,152	829	309	298	6						261
天然林	總數	169,869	0	0	0	0	307	1,000	3,875	7,233	13,768	17,414	126,271	41,703
	育成單層林	0												
	育成複層林	82,376				0	302	999	3,862	7,095	13,503	16,955	39,659	18,094
	天然生林	87,494					5	1	12	138	265	459	86,612	23,609